

# 平 泉 町 の 家 計 簿

～ 町の財政状況と将来見通しを説明します～

- 1 . 会計年度
- 2 . 予算
- 3 . 歳入
- 4 . 歳出
- 5 . 決算
- 6 . 財政状況の公表
- 7 . 一般会計と特別会計と水道事業会計
- 8 . 地方交付税制度
- 9 . 地方債
- 10 . 基金
- 11 . 平泉町の一般家計を家計に例えてみると・・・
- 12 . 今後の財政見通しと今後の方向性



## 1 . 会計年度

地方自治法第 208 条 「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」

4 月 1 日から翌年度の 3 月 31 日までの 1 年間

地方自治法第 235 条の 5 「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」

4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に、未収・未払となっている現金の整理を行い、予算の執行が終了します。(出納整理期間は 2 ヶ月間)

## 2 . 予算

地方自治法第 211 条 「普通地方公共団体の長は、毎年度会計予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。」

毎年度、3 月に開催される町議会定例会において新年度予算(案)が上程され、議会の議決を経て、新年度予算が成立します。

地方自治法第 210 条 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」

総計予算主義の原則

## 3 . 歳入

- ・ **地方税**(国が課税する国税に対して、町の課税権により町民の皆さんから町に収めていただく税。町民税(個人税、法人税)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税)
- ・ **地方譲与税**(国が国税として徴収し、一定の基準によって町に配分される税。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税)
- ・ **利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金**(県が徴収した税の一部を町が行政サービスを行う上で必要な財源を補うために交付されるお金)

- ・ **地方特例交付金**（町税など地方税の減税に伴う減収を補うための財源として、国から交付されるお金）
- ・ **地方交付税**（町が一定水準の事業を行えるよう、財政力に応じて国から配分されるお金。普通交付税、特別交付税）
- ・ **交通安全対策特別交付金**（町が交通安全施設の整備にかかる経費に充てる財源として、国から交付されるお金）
- ・ **分担金及び負担金**（町が特定の事業にかかる経費に充てるため、事業によって利益を受ける団体などから受け取るお金（分担金）。負担金は分担金と同様の意味で用いられるが、関係法律の定めにより収めなければならないお金。保育料、児童クラブ利用料金等）
- ・ **使用料及び手数料**（公共的な施設を利用した人から、実費負担としていただくお金（使用料）及び特定の人のために提供する行政サービスに対し、その費用をいただくお金（手数料）。町営住宅使用料、幼稚園使用料、長島球場使用料、戸籍手数料等）
- ・ **国庫(県)支出金**（町が行う事業に対し、その財源の一部として国・県から使いみちを特定されて交付される補助金等）
- ・ **財産収入**（町が所有する財産を貸付け、出資、または売払いしたことによって生じる現金収入）
- ・ **寄附金**（町民の方などから町がいただいたお金。用途を限定しない一般寄附金と用途を限定した指定寄附金がある）
- ・ **繰入金**（他の特別会計から繰り入れたお金や基金を取崩して繰り入れたお金）
- ・ **諸収入**（他のどの歳入科目にも含まれない収入をまとめた科目の名称。町税延滞金、貸付金元利収入、雑入など）
- ・ **町債**（町が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金）

一般財源：用途が制限されていない地方税や地方交付税など  
 特定財源：用途が限定されている補助金、負担金、地方債など

自主財源：町が自主的に収入できる地方税、負担金、使用料など  
 依存財源：国、県の意思で交付される地方交付税、国庫(県)支出金など

## 4 . 歳出

### 目的別経費

- ・ **議会費**（議会の活動にかかる経費）
- ・ **総務費**（全般的な事務や町の総合計画づくり、財産管理、統計、税の課税や徴収、

#### 選挙などの事務にかかる経費)

- ・ **民生費** (高齢者、身体障害者、児童などを対象にした福祉事業にかかる経費)
- ・ **衛生費** (病気予防のための各種検診や環境対策、ゴミ処理にかかる経費)
- ・ **労働費** (失業対策や勤労者のための各種施策にかかる経費)
- ・ **農林水産業費** (農林水産業の振興や農・林道の整備などにかかる経費)
- ・ **商工費** (商工業の振興、観光事業にかかる経費)
- ・ **土木費** (道路、公園、河川の整備、都市計画などにかかる経費)
- ・ **消防費** (火災予防や消火・救急救助活動などにかかる経費)
- ・ **教育費** (小中学校、幼稚園、社会教育活動、図書館、文化財保護、スポーツ振興などにかかる経費)
- ・ **災害復旧費** (災害によって生じた被害の復旧にかかる経費)
- ・ **公債費** (町債として借りたお金に利子をつけて返済するための経費)
- ・ **諸支出金** (他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、支出が必要な経費)
- ・ **予備費** (当初予想していない予算外の支出が生じたときや、歳出予算計上額が不足したときに充当される経費)

#### 性質別経費

- ・ **人件費** (議員、各種委員、非常勤職員の報酬、三役、職員の給料、諸手当)
- ・ **物件費** (臨時職員賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料賃借料など消費的性質の経費)
- ・ **維持補修費** (町が運営する公共用施設を維持・保全するための施設補修に係る経費)
- ・ **扶助費** (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等により被扶助者に支払われる経費)
- ・ **補助費等** (民間団体などが行う事業に対して、町が一定の義務や責任を果たすために支出する負担金および促進・奨励するため財政的な支援を目的に支出する補助金)
- ・ **積立金** (地方自治法の規定に基づき、特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費)
- ・ **投資及び出資金** (公益上の必要性から共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や財団法人への出損金として支出する場合の経費)
- ・ **貸付金** (町民の皆さんの福祉増進を図るため貸し付けられる経費、勤労者生活安定資金貸付金、中小企業振興資金貸付金、消費者救済資金貸付金)
- ・ **繰出金** (一般会計と特別会計または特別会計相互間で、歳入の不足を補うため支出される経費)
- ・ **投資的経費** (下記の性質に分類され、資産として将来に残るものに支出される経費)
- ・ ( **普通建設事業費** ) 道路改良、橋の架け替え、小中学校の建設などにかかる経費
- ・ ( **災害復旧事業費** ) 降雨、洪水、地震など災害によって被害を受けた施設を原形に復旧するための経費

## 5 . 決算

地方自治法第 233 条 「会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、決算を調製し、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。」とし、「普通地方公共団体の長は、前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。」また、「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」

会計管理者は、6月1日から8月31日までの間に決算を取りまとめ、町長に提出します。(実際には7月末までに)

町長は、決算とその付属書類を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて議会に認定に付します。(決算審査：8月上旬、約20日間)

毎年度、9月に開催される町議会定例会において前年度決算の認定が上程され、議会の審議・議決を経て前年度決算が認定されます。

## 6 . 財政状況の公表

地方自治法第 243 条の 3 「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」

5 月末、11 月末にそれぞれ上半期・下半期の財政状況を作成し公告しています。また、広報ひらいずみ 4 月号、10 月号にそれぞれ予算・決算の概要を掲載しお知らせしています。

## 7 . 一般会計と特別会計と水道事業会計

地方自治法第 209 条 「普通地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計とする。」、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」

**一般会計** 町が行政サービスを行う上での基本的な経費を計上した会計で町にとっての中心となるものです。

**特別会計** 特定の事業を行うため、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。現在、平泉町には7会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、健康福祉交流館特別会計、町営駐車場特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計）があります。

**水道事業会計** 水道事業については地方公営企業法に基づく地方公共団体により経営される企業として、独立採算制で運営されているため企業会計によって行われています。

## 8 . 地方交付税制度

地方交付税法第1条(この法律の目的) 「この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」、「地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」

**地方交付税の性格** 本来地方の税収入とすべきですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準により再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)といえます。

**地方交付税の総額** 国税五税の一定割合

所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

**地方交付税の種類** 普通交付税：交付税総額の 94%、特別交付税：交付税総額の 6%、災害等特別の財政需要に対し交付します。

### 地方交付税の額の決定方法

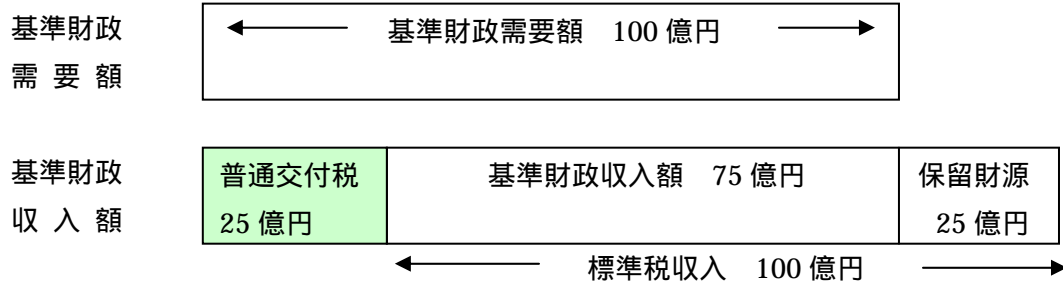
普通交付税額 = ( 基準財政需要額 - 基準財政収入額 ) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正計数  
(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 ( 75% )

対応する基準財政需要額が地方自治体の全ての行政需要を把握できないこと、また自治を尊重する観点から全体を交付税制度の対象にすべきではない、税収の自主的確保のためのインセンティブを考慮するなどの理由で設けられているものである。また自治体が徴税努力を欠き、あるいは標準税率を下回るなどして、平均的な税収を下回るものしか確保できない場合にも、理論的に計算した基準財政収入額を利用することにより、交付税を余分に配分することにはならないとしています。

### 【イメージ図】



**地方交付税の交付時期** 普通交付税は地方団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月、11月、特別交付税は12月、3月に交付されます。

## 9 . 地方債

地方自治法第 230 条 「普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」、「前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。」

### 地方債の起債手続き（許可制から協議制へ、そして一部届出制へ）

地方公共団体が地方債を発行するときは、原則として、市町村にあっては都道府県知事と協議を行うことが必要とされています。

仮に同意がない場合であっても、地方公共団体は議会に報告すれば地方債を発行できることとされています。ただし、地方財政の健全性等の観点から、財政状況が悪化している地方公共団体が地方債を起債するときは、都道府県知事の許可が必要とされています。

平成 24 年度より、地域の自主性及び自立性を高める観点から、地方債協議制度を一部見直し、財政状況について一定の基準を満たす地方公共団体については、原則として、民間等資金債の起債にかかる協議を不要とし、事前に届け出ることによって起債ができる事前届出制が導入されました。

**起債残高 約 99 億 9 千万円、一人当たり約 121 万 6 千円**

**（H24 年度末見込）**

## 10 . 基金

地方自治法第 241 条 「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」、「第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。」

**一般会計** 財政調整基金、減債基金、ふるさと応援寄附基金、公共施設等整備基金、福祉振興基金、文化観光振興基金、世界遺産推進基金、世界遺産林育成基金、育英資金貸付基金、岩手県収入証紙購入基金、用品調達基金、国民健康保険高額療養資金貸付基金、土地開発基金、肉用牛導入資金貸付基金 以上 15 基金

**特別会計** 国民健康保険事業財政調整基金、駐車場施設整備基金、簡易水道事業財政調整基金 以上 3 基金

**基金残高 約 16 億 2 千万円、一人当たり約 19 万 7 千円**

**（H24 年度末見込）**



## 1 1 . 平泉町の一般会計を家計に例えてみると・・・

平泉町の一般会計と家計では、金額やお金の使いみちに大きな違いがあるため、単純に比較はできませんが、平成23年度の一般会計の決算額を月収33万3千円(年収約400万円)とした場合の家計にたとえて、(平泉町の1ヶ月の家計簿)を作成してみました。

### 収入

項目		23年度 (決算)	24年度 (決算見込)	25年度 (予算)
給料	基本給(町税)	4万8千円	4万8千円	4万6千円
	諸手当(地方交付税、国、県支出金)	20万4千円	18万4千円	16万1千円
パート収入など(諸収入、寄附金、使用料、手数料など)		3万円	2万5千円	2万3千円
借金(町債)		4万4千円	2万円	1万6千円
預金の取り崩しなど(繰入金)		7千円	5千円	2千円
合計		33万3千円	28万2千円	24万8千円

### 支出

項目		23年度 (決算)	24年度 (決算見込)	25年度 (予算)
食費(人件費)		5万8千円	5万9千円	6万円
医療費(扶助費)		2万5千円	2万6千円	2万8千円
借金の返済(公債費)		3万7千円	3万4千円	3万3千円
光熱水費、日用品費など雑費(物件費など)		2万6千円	3万5千円	3万3千円
家電の買替え、家の修繕など (投資的経費・維持補修費)		9万円	5万5千円	3万3千円
子供への仕送りなど (補助費・繰出金・貸付金など)		5万8千円	6万1千円	5万9千円
将来に備えた貯蓄など(積立金)		2万7千円	1万2千円	2千円
合計		32万1千円	28万2千円	24万8千円

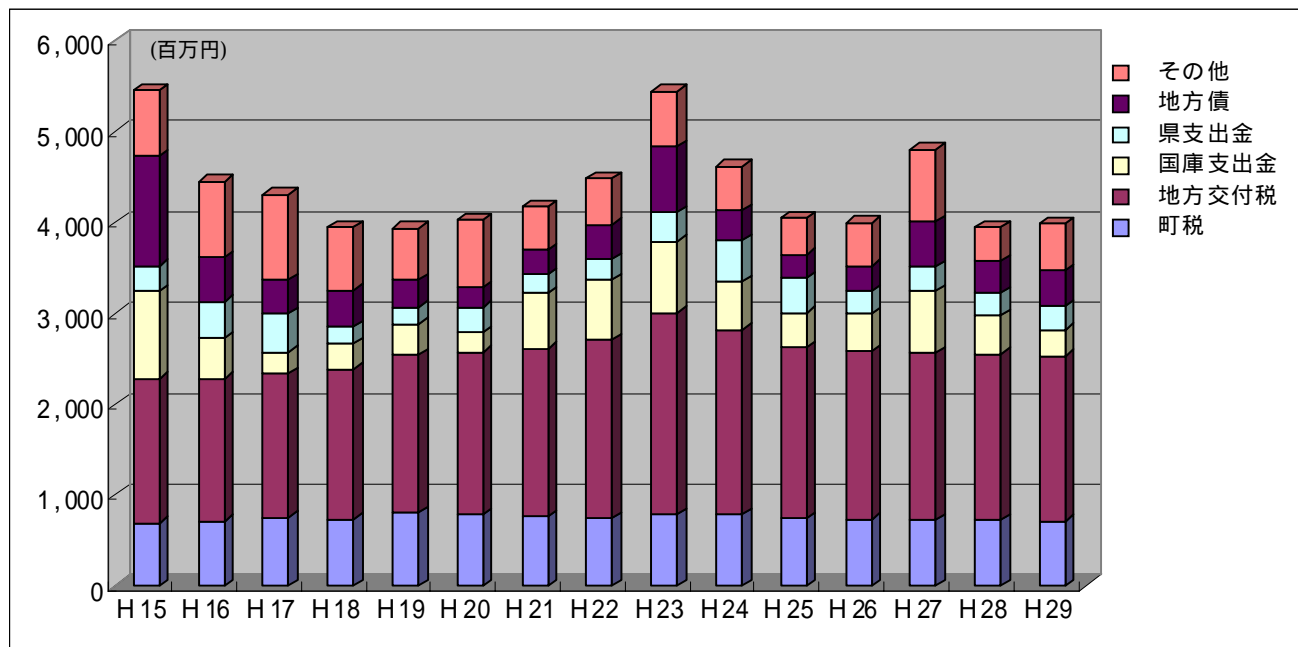
平成23年度は、東日本大震災に伴う災害復旧事業や平泉中学校校舎改築の最終年で、歳入歳出とも増加しました。

平成25年度は平泉中学校体育館・柔剣道場耐震補強事業や長島保育所環境整備事業、災害復旧事業が終了し歳入歳出とも減少する見込みです。

なお、年々借金返済(公債費)は減少しているものの医療費(扶助費)が増加する傾向にあります。

## 1 2 . 今後の財政見通しと対応の方向性

### ( 1 ) 歳入の見通し



H15～23：決算、H24：決算見込み、H25：予算、H26～29：試算

**町税**は7億円台を確保しつつ、人口減に伴い微減で見込んでいます。

**地方交付税**は国の動向にもよりますが、国勢調査人口減により減少を見込こみ、平成23年度22億円を最高にH25年度以降は18億円台で推移。

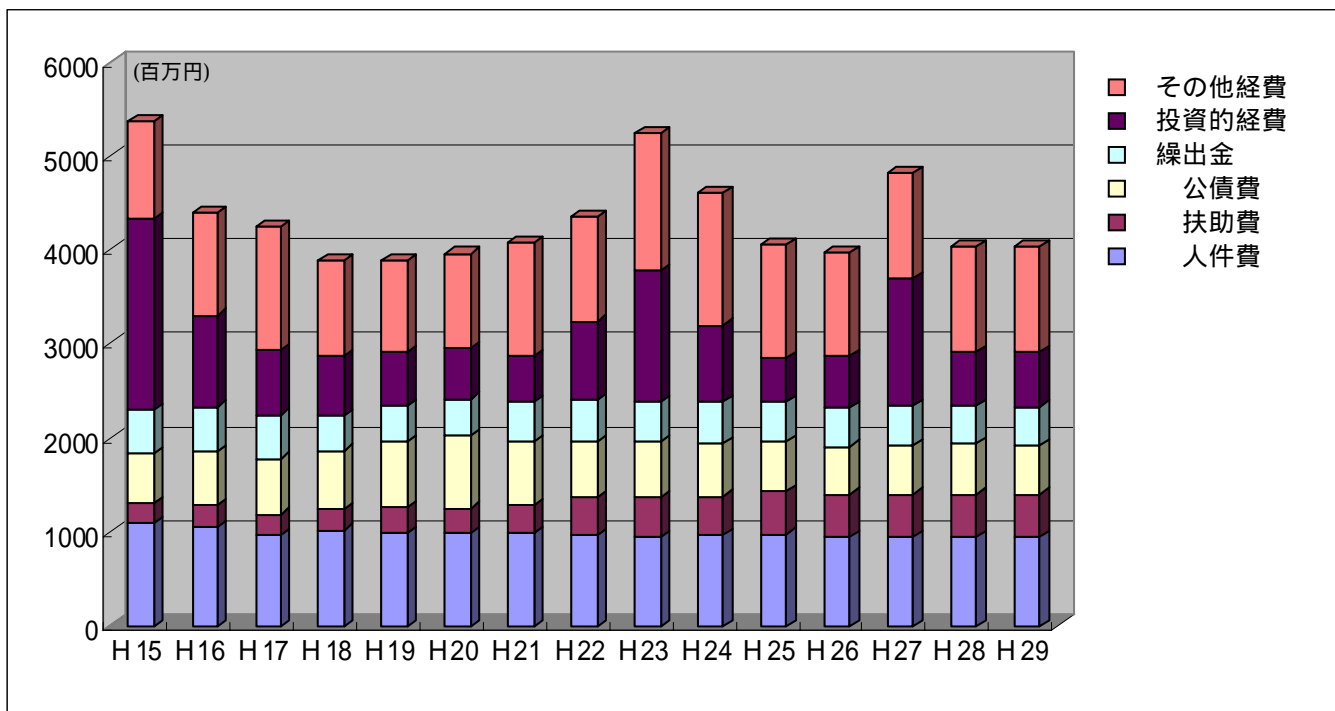
**国・県支出金・地方債**などの特定財源については、扶助費や普通建設事業などの歳出に連動して増減しますが、国庫支出金は3～6億円台、県支出金は2～3億円台、地方債は3～5億円台で推移。

**地方債**のうち交付税措置に替わる**臨時財政対策債**は平成25年度当初予算と同額1.7億円を平成26年度以降見込んでいます。

**その他**は**財産収入、寄附金、諸収入、繰入金**ですが、全体としては横ばい(毎年度4億円前後)での推移を見込んでいますが、平成27年度は大型事業に対応するために**公共施設等整備基金**からの繰入で増加しています。

平成27年度以降、歳入不足に対応するため**財政調整基金**を取崩して対応する見込みです。8千万～5千万円程度。

## (2) 歳出の見通し



H15～23：決算、H24：決算見込み、H25：予算、H26～29：試算

**人件費**は平泉町定員適正化計画に基き、見込んでいます。9億円台で推移。

**扶助費**は人口減少する中、法改正に伴い増加傾向であり微増で見込んでいます。4億円台で推移。

**公債費**は総合計画に位置付けられた普通建設事業に伴いシミュレーションを行い積算していますが、平成20年の7.7億円をピークに減少してきております。5億円台で推移。

**繰出金**は全体で国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計などへの繰出金となりますが、健康福祉交流館への繰出金を若干増加で見込んでいます。4億円台で推移。

**投資的経費**は総合計画の**普通建設事業費**の増減で推移しますが、平成27年度には体育館建設事業、道の駅整備事業などの大型事業による増額を見込んでいます。5～14億円で推移。

**その他経費**については**物件費、維持補修費、補助費等**の合計ですが、平成26年度以降は、緊急雇用対策終了などにより横ばいから微減で見込んでいます。4億円台で推移。

### (3) 対応の方向性(今後の財政運営の方向性)

自立した持続可能なまちづくりを行う大前提は財政の健全化であり、常にコスト意識を持ちながら計画的な行政経営を行う必要があり、将来を担う若い世代に過大な負担を強いることのないよう、身の丈にあった財政運営を行っていきます。

#### 計画的な財政運営

中期的(3~5年先を見通した)財政計画を毎年度見通しながら、見込める歳入に相応した歳出を基本として各種施策に対し優先順位をつけ選択し、あるいは政策的経費への重点配分を行うなど、限られた財源の経費支出の効率化に徹します。財政調整基金については災害など非常事態に備え標準財政規模の10~15%を維持していきます。

( H24 年度末、標準財政規模 28.9 億円に対し財政調整基金 8.2 億円で 28.4% )

#### 起債発行の抑制

平成 25 年度以降についても実質公債費比率 18%未満を維持するとともに、毎年度のプライマリーバランス黒字(起債発行額が公債費を上回らない)も維持し、併せて将来負担比率 350%未満の維持も継続。これらにより起債残高を減少させていきます。

( H23 年度末、実質公債費比率 15.6%、将来負担比率 76.5%、  
一般会計起債残高 53.9 億円、町民一人当たり 65 万円 )

#### 財源確保の対策

手数料や使用料については、近隣市町の状況や社会情勢に照らしながら検証し、受益者負担の原則に基づき見直しを検討します。

また町税や保険料、保育料、各種使用料の収納率を向上させるため、収納体制強化も図っていきます。

その他の対策としては普通財産(土地・建物)の処分や有料広告収入など財源確保策を講じていきます。

平泉町第3次行政改革大綱、第3次行政改革プラン(それぞれH23年3月策定)に基づく「協働のまちづくりの推進」 公正で透明な行政運営、住民と行政の連携強化

## 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第1条(目的) 「この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。」

4種類の指標・・・・・・**実質赤字比率**(一般会計の赤字を示す指標)、**連結実績赤字比率**(全会計の赤字を示す指標)、**実質公債費比率**(借入金の返済費用の割合を示す指標)、**将来負担比率**(一般会計等が将来負担すべき負債の割合を示す指標)

4指標(単位:%)	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	早期健全 化基準	財政再 生基準
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	15.0	20.0
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	20.0	40.0
実質公債費比率	22.9	21.2	18.2	15.6	25.0	35.0
将来負担比率	129.0	102.0	88.4	76.5	350.0	

健全化判断比率は、平成20年度決算から毎年度、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付して9月定例議会に報告されています。  
平成20年度以降、いずれも基準を下回っており、また年々数値も改善され、適正な水準にあるといえます。

(H23年度決算)

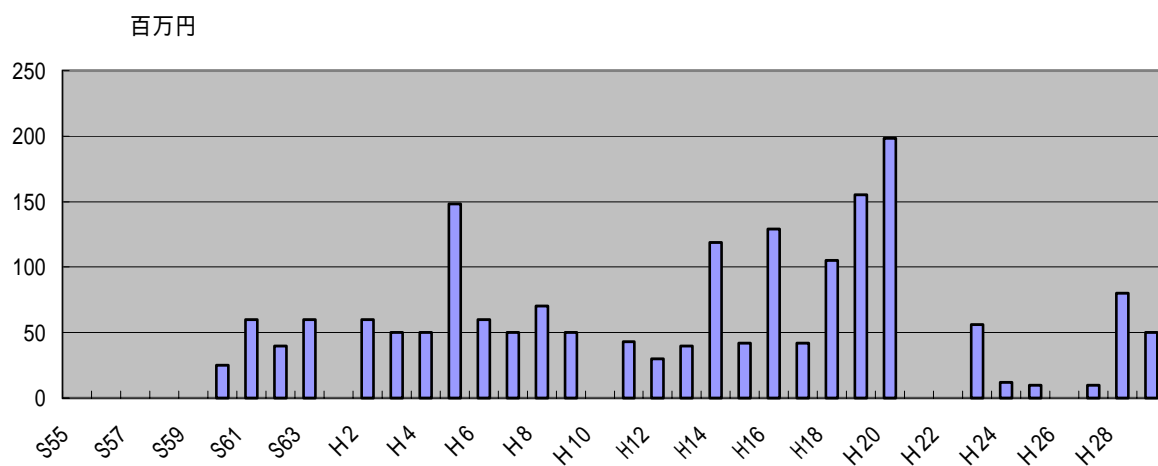
A: **標準財政規模**(標準税収入等+普通交付税+臨時財政対策債) 2,967,080千円、B: **公債費**(元利償還金)591,972千円  
C: **公営企業への繰入金**で地方債の償還に充てたと認められる金額 203,749千円、D: **一部事務組合**等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 23,759千円、E: 公債費に準ずる**債務負担行為**の額 12,427千円、F: **一時借入金**の利子 86千円、  
G: **特定財源**の額 25,865千円、H: **交付税で措置される金額** 452,822千円 / I: **地方債現在高**: 5,390,277千円、J: **債務負担行為**に基づく支出予定額 19,168千円、K: **公営企業等繰入見込額** 2,380,570千円、L: **組合負担等見込額** 80,026千円、  
M: **退職手当負担見込額** 880,989千円、N: **充当可能基金** 1,262,093千円、O: **充当可能特定財源** 331,708千円、P: **基準財政需要額算入見込額** 5,231,838千円

### 算定式

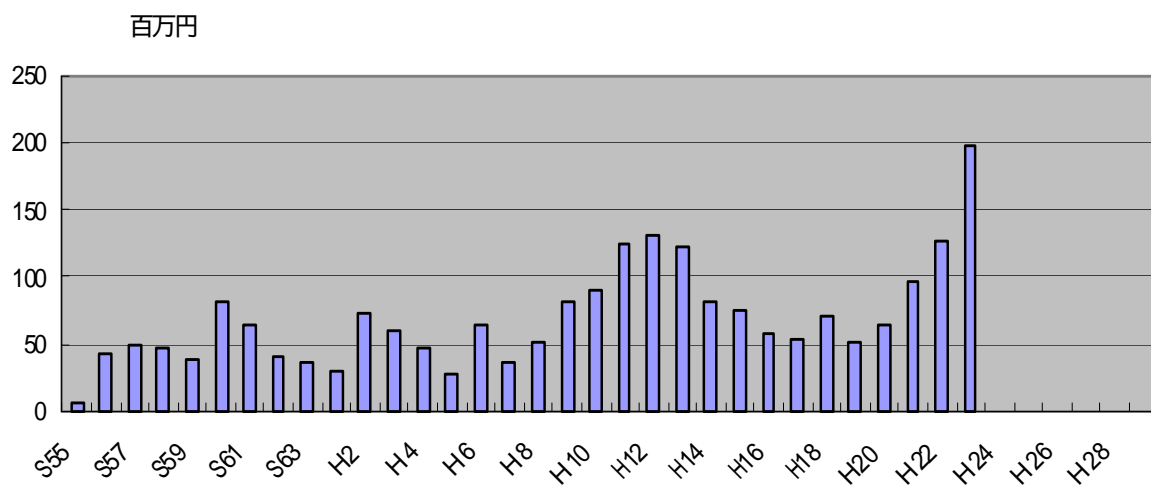
実質公債費比率 = (B+C+D+E+F-G-H) / (A-H) 3年間(H23.22.21)平均

将来負担比率 = (I+J+K+L+M - N-O-P) / (A-H) H23年度のみ

## 当初予算時における財政調整基金繰入金の推移



## 決算時における繰越金の推移



MEMO

Q1 町の予算はどのように推移していますか？

平成25年度の予算額は、一般会計で40億5,000万円、特別会計を合わせると60億4,460万円で、前年度より1億4,580万円増額しています。

一般会計予算の総額は、対前年比500万円の減額となり、前年度とほぼ同規模予算となっています。

過去に遡ってみると昭和50年代に10億円台、昭和60年代に20億円が7年ほど続いた後、平成4年度に32億円になると平成5年度から一気に40億円台に入り、平成の市町村合併の是非が問われた平成14年度までは右肩上がり増額してきます。

平成15年度以降は地方交付税の大幅減額の影響もあり予算額は減少に転じ、当面合併せず自立の道を選んだ平成17年度から平成22年度までは30億円台で推移しています。平成23年度は東日本大震災に伴う災害復旧事業や平泉中学校校舎建設事業などの大型事業、それに伴う地方交付税増額などで平成16年度の以来7年ぶりで40億円台の予算となりました。

平成26年度以降は、地方交付税の動向や大型（投資）事業の増減などにもよりますが、40億円前半から30億円台で推移すると見込んでいます。

特別会計には、国民健康保険、後期高齢者医療、健康福祉交流館、町営駐車場、下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の7つあります。

平成25年度特別会計予算の総額は17億4,560万円で対前年比1億2,960万円の増額です。増額となった主な要因は、簡易水道事業で一関市舞川地区の配水管付設工事を一関市負担金により実施することや国民健康保険事業の医療費等の増加見込みのためです。

なお、国民健康保険事業の中には平成22年度までは歯科診療所運営事業を含んでいますが、平成23年度以降は歯科診療所を民間へ譲渡しても予算が増額する傾向にあります。また、国の制度で平成20年度に老人保健事業から切り替わった後期高齢者医療事業は、微増傾向であることがわかります。

健康福祉交流館は平成24年度、太陽光発電システム導入事業により大幅な増額となっています。

町営駐車場は平成23年度の世界遺産登録以降、増額しています。

下水道事業、簡易水道事業については整備事業の増減により予算額が増減し、農業集落排水事業は施設維持管理のみであり、ほぼ横ばいの推移となっています。

水道事業については収益的経費(3条予算)と投資的経費(4条予算)と分けていますが、下水道事業、簡易水道事業と同様に整備事業の増減により予算額も増減します。

なお、それぞれ世界遺産登録となった平成23年度以降使用料が伸びたことにより増額傾向となっています。

Q2 平成25年度の予算配分はどうなっていますか？

一般会計を目的別に見ると**民生費**が9億2,603万円で最も多く、次いで**教育費**の6億1,123万円、**公債費**(借金の元利償還金)が5億3,355万円、**総務費**4億7,416万円、**土木費**4億6,954万円という順になっています。

前年度との比較では、**総務費**が庁舎 LED 照明設置など3,378万円の増額、**消防費**が再生可能エネルギー施設設置工事など3,886万円の増額となっている一方で、**災害復旧費**が土木災害復旧事業の減で8,878万円の減額、**公債費**が3,034万円の減額となっています。

性質別に見ると**人件費**が9億7,584万円で最も多く、次いで**物件費**が5億4,479万円、**補助費等**が5億4,154万円、**公債費**が5億3,352万円という順になっています。

前年度との比較では、**扶助費**が介護給付費や保育所臨時職員賃金などで3,660千円の増額、**補助費等**が給食事務委託負担金などで2,893万円の増額となっている一方で、**投資的経費**が災害復旧事業の減などで5,608万円の減額、**公債費**が3,034万円の減額となっています。

Q3 平成25年度の収入の内訳はどうなっていますか？

一般会計で最も収入額の多いものは、国から配分される**地方交付税**の18億8,500万円で、**町税**が7億4,593万円、次いで**県支出金**が3億8,090万円の順となっています。

前年度との比較では、**県支出金**が再生可能エネルギー導入事業等で5,484万円の増額、**町税**が町民税、町たばこ税の増により2,896万円の増額となっている一方で、**町債**が中学校改築事業などの終了で8,120万円の減額、**国庫支出金**が災害復旧事業終了などで2,084万円の減額となっています。

なお、自主財源は全体の23.7%(前年度22.4%)と前年に比べ1.3ポイント高くなりました。

Q4 平成25年度の町税の収入はどうなっていますか？

町税収入の内訳を見ると、**固定資産税**が3億9,154万円で税収の52.5%を占めており、次いで**町民税**が2億6,372万円(うち**法人税**3,547万円)、**町たばこ税**5,778万円、**軽自動車税**2,179万円、**入湯税**1,110万円となっています。

なお、町税は平成19年度8億円をピークに減少してきていますが、世界遺産登録を機に平成23年度、24年度と増加してきています。



Q5 町の借金（起債）と貯金（基金）はどのくらいありますか？

町の借金は、全会計を合わせると99億8,497万円（平成24年度末）で、町民の皆さん一人当たりの借金の額は121万6千円になります。ただし、借金の中には返済額の100%が地方交付税の中に算入される臨時財政対策債などがあり、全体で51.5%（H23末数値）の51億4,591万円が地方交付税に算入される他、水道使用料や住宅使用料で賄われる分が13.7%（H23末数値）の13億7,290万円ありますので正味借金は34億7,290億円となります。町民の皆さん一人当たりにして42万3千円になります。

なお、借金は道路改良事業や公共施設建設事業など長期間にわたり使用するもので事業費も大きくなるため、その年度で得る収入だけでは実施できません。そのため自治体でも必要な資金を借入できるよう、また世代間負担の公平性という観点から国の制度として設けられており、可能な限り地方交付税の算入率が高いものを利用しています。

同時に、毎年度の借入額が返済額を上回らないよう（プライマリーバランスの黒字）、投資事業を年度間で調整し借入を行っています。

一方、平成24年度末の貯金残高は16億2,165万円で、町民の皆さん一人当たりで19万7千円になります。

Q6 財政の状況はどうなっていますか？

毎年11月に予算編成方針を立て、新年度予算を編成していますが、見込める歳入額に見合った歳出額を基本とし、健全な財政運営を損なうことの無いよう毎年度の収支均衡はもちろん長期的な視点から行っています。

現在、財政の健全化に関する法律に基づき2つの指標（実質公債費比率と将来負担比率）が議会に報告されていますが、平成23年度実質公債費比率15.6%、将来負担比率76.5%と、この指標を用いた平成19年度以降連続して基準を下回っています。

また、借金(起債)の残高は平成16年度の121億円をピークに減少してきています。

一方で、貯金残高は平成12年度の16億5,642万円に次いで2番目に大きい額となっています。その内、年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた財政調整基金は8億2,258万円と過去最高額となっています。

次に、当初予算歳入における財政調整基金繰入金の推移を見ると平成19年度、平成20年度それぞれ1億5,500万円、1億9,800万円となっており、この2年間の予算編成が厳しかったことがわかります。

平成21年度以降は0～5,600万円と通常範囲内に収まっており、現在は健全財政を維持する見込みとなっています。

町では、今後も持続可能で健全な財政運営を行うため、新平泉町総合計画や第3次行政改革大綱（第3次行政改革プラン）に基づき長期展望に立ち、世界遺産にふさわしい魅力ある「平泉」を町民の皆さんと協働で創っていきます。

## 平泉町民憲章

わたくしたちは、奥州藤原文化発祥の地、平泉の町民であることに誇りを持ち、互いの信頼と融和を基に、平泉町が美しく豊かに発展していくことを願ってこの憲章を定めます。

昭和60年4月1日改訂

一、わたくしたちは心と体をきたえ健康づくりにはげみます

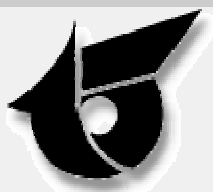
一、わたくしたちは自然と文化を愛し住みよい環境をつくります

一、わたくしたちは仕事にはげみ生産の向上をはかります

一、わたくしたちは先人の偉業をたたえ文化財の愛護につとめます

一、わたくしたちは互いに助けあい福祉の心をそだてます

## 平泉町章



平泉の『ヒ』と『ラ』を兼ね飛鳥形意匠に象り、町勢将来の雄飛、発展、福祉、向上、融和、協力、団結を力強く表現したものです。  
(昭和40年5月1日)



ご多忙のところ地域懇談会にご出席いただきありがとうございました。